

日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト登録申請にあたって

（目的）

日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクトは、以下の取組を推進することを目的とします。

- (1) 伊勢原にゆかりのある特産品及びみやげ品等を広くアピールして、伊勢原の内外に広く販売・宣伝をする。
- (2) 特産品等の品質の維持・向上を目指しながら観光・商工業・農業・畜産業・林業等の発展に寄与する。
- (3) 日本遺産のまち伊勢原を広く内外にプロモーションする。

（認定品の種類）

認定品の種類は、次のとおりとします。

- (1) 食品加工商品
- (2) 農畜林産物
- (3) 工芸品・工業製品
- (4) 飲食メニュー
- (5) その他の特産品及びみやげ品等

（認定審査）

登録申請者から申請を受けた後、有識者等で構成する外部の審査委員会に諮問し、審査会を開催します。

- ・審査会は、提出された申請書等から、認定基準に基づき審査するものとしてします。
- ・審査会は、審査等に必要な製品の提供を申請者に求めることができます。提供された製品は、原則、返却されません。

（認定登録）

認定品とすることが適当と認められた場合は、これを認定品として決定し、登録するとともに、登録申請者に対し、認定証を交付します。

- ・認定登録者は、認定証を表示するとともに、ロゴマークを商品やメニューに貼り付け、表示することができます。

（登録有効期間）

認定品の登録有効期間は、登録日から3年とする。

（年会費）

認定登録者の年会費は、次のとおりです。（いずれかをお選びいただきます。）

プレミアム会員	10,000円／年 （販売手数料10%）
一般会員	5,000円／年 （販売手数料20%）
登録会員 （名義使用）	1,000円／年 （物産販売の案内なし）

年会費は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで

※会費の徴収は2020年度からになります。

（登録等の手数料）

認定登録者から手数料を徴収します。手数料は、次のとおりです。

新規登録料 1品目 5,000円

継続登録料 1品目 3,000円

認定証発行費 登録時10,000円（認定プレート・ノボリ等配布）

（認定登録者へのお願い）

認定登録者は、一般社団法人伊勢原市観光協会に入会（年会費あり）するとともに、シティプロモーションの必要性を理解し、市内外で開催される各種行事、宣伝活動等への積極的な参加をお願いいたします。